

平成 26 年 6 月 20 日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号
株式会社岩手銀行
取締役頭取 高橋真裕

第 132 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当行第 132 期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第 132 期 [平成 25 年 4 月 1 日から] 事業報告および計算書類の内容
平成 26 年 3 月 31 日まで] 報告の件
 2. 第 132 期 [平成 25 年 4 月 1 日から] 連結計算書類の内容ならびに会
平成 26 年 3 月 31 日まで] 計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件

本件は、上記のとおり事業報告、計算書類、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当金は 1 株当り 30 円と決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、下記のとおり承認可決されました。

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会 (<u>社外取締役との責任限定契約</u>)
(新 設)	<u>第 28 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外取締役との間に、同法第</u> <u>423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠</u> <u>償責任を限定する契約を締結することがで</u>

<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計算 第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p><u>きる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令に定める最低責任限度額とす る。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 36 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠 償責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令に定める最低責任限度額とす る。</u></p> <p>第 6 章 計算 第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
--	---

第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

本件は、原案のとおり菊地 美貴男氏が新たに選任され、就任いたしました。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

本件は、原案のとおり佐藤 克也氏が新たに選任され、就任いたしました。

以 上

.....

お知らせ

配当金のお支払について

1. 銀行預金口座等へのお振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。

なお、株式数比例配分方式を選択された場合のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

2. 振込先をご指定されていない方は、同封いたしました「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にて平成 26 年 7 月 23 日までにお受け取りください。

3. 同封の「期末配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただけます。